

（表）

令和 年 月 日

特殊詐欺電話対策装置貸与申請書

（宛先）前橋市長

前橋市特殊詐欺電話対策装置貸与事業実施要綱に基づき、装置の貸与及び設置に関し次のとおり申請します。また、裏面の同意事項に記載されたことについて同意します。

(使用する者) 申請者	住 所	前橋市					
	(フリガナ) 氏 名						
	生年月日	大正 昭和	年	月	日生	年 齢	歳
	装置を設置する 電話機の電話番号	—					
	設置方法 (「申請者が設置」 するか「市が設 置」するか選ん でください)	<input type="checkbox"/> 申請者が設置 (受領方法を右から選んでください)		<input type="checkbox"/> 郵送・宅配で受領 <input type="checkbox"/> 消費生活センターで受領 <input type="checkbox"/> 〔 〕支所・市民サービスセンターで受領			
	<input type="checkbox"/> 市（委託業者）が設置						

申請代行者	氏 名		申請者との関係	
	住 所			
	連 絡 先	—		

申請内容の確認や設置日時の連絡をするため、下記もご記入ください。

申請内容等の 確認連絡先	申請者 ・ 申請代行者
日中連絡が取れる 電話番号	—

※シリアルナンバー No. _____	*本人確認 保険証・免許証・マイナンバー 他 ()	受付場所： 支所・市民SC・ 消費生活センター 受付者：
------------------------	----------------------------------	------------------------------------

(裏)

同意事項

- 1 装置貸与の対象者であるかどうか確認するため、市職員が住民基本台帳の閲覧を行います。
- 2 市へ装置の設置や撤去を依頼した場合は、市が指定した事業者が申請者宅を訪問し、装置の設置や撤去を行うため、市職員が申請者の氏名、住所等の個人情報をも市が指定した事業者へ提供します。
- 3 装置の設置や撤去に際して別途費用が発生する場合は、申請者の自己負担となります。
- 4 電話回線や電話機の種類により、別途費用が発生したり、設置できない場合があります。
- 5 電気料金、電話料金及び修繕・交換費用（保証期間内を除く。）は、申請者の自己負担となります。
- 6 貸与された装置をその目的に反して使用することはできません。
- 7 転居や装置の紛失等があった場合は、届け出てください。
- 8 貸与期間は令和9年3月31日までです。貸与期間終了後、装置は被貸与者に無償で譲渡します。譲渡後は自己管理となりますので、取り外しや修理等、装置に係る費用は全て自己負担となります。
- 9 録音データを市民の特殊詐欺被害の防止に利用するため、データの提供の協力をお願いすることがあります。
- 10 装置の利用に関し、市からアンケート調査等の依頼があった場合は、協力します。